

お 客 さ ま 各 位

島根県松江市朝日町 484 番地 19  
株式会社 島 根 銀 行

弊行が取得・保有するお客さまの個人データのうち、下記のものにつきましては、当該個人データの利用目的の範囲内におきまして特定の者と共同利用いたします。各々共同して利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲および利用目的、個人データの管理について責任を有する者の名称は下記のとおりです。

記

1. 弊行グループの個人データの共同利用

共同して利用する個人データの項目	共同して利用する者の範囲	共同して利用する者の利用目的	個人データの管理について責任を有する者
(1) 氏名、住所、生年月日・年齢、性別、電話番号、職業・勤務年数、前年度年収、家族構成、住居種別など、お客さまの属性等に関する情報 (2) ご預金やご融資、その他のお取引等の内容に関する情報 (3) その他取引金融機関、与信判断等に必要の情報	弊行ならびに有価証券報告書等に記載されている弊行の連結対象会社および持分法適用会社 ①株式会社島根銀行 ②松江リース株式会社 ③しまぎんユーシーカード株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種商品やサービス等に関するご提案やご案内のため</li> <li>・各種商品やサービス等のお申込み、継続的なご利用、ご提供等に際しての判断のため</li> <li>・市場調査、データ分析、アンケートの実施等による金融商品やサービスの研究・開発のため</li> <li>・各種リスクの把握および管理など、グループとしての経営管理業務を適切に遂行するため</li> <li>・その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に遂行するため</li> </ul>	株式会社島根銀行 (当行の住所、代表者名は島根銀行ウェブサイト ( <a href="https://www.shimagin.co.jp/company/gaiyo/">https://www.shimagin.co.jp/company/gaiyo/</a> )をご覧ください。)

## 2. 不渡情報の共同利用

手形・小切手が不渡になりますと、手形所持人や金融機関等に多くの弊害を与えることとなります。このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人または引受人であるお客さまおよび当座取引開始をご相談されたお客さまの個人データについては、電子交換所に提供され、参加金融機関等で下記に掲げる情報の還元や当座取引開設や貸出のご相談時の不渡情報の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

共同して利用する個人データの項目	共同して利用する者の範囲	共同して利用する者の利用目的	個人データの管理について責任を有する者の名称等
<p>不渡となった手形・小切手の振出人（為替手形については引受人です。以下同じです。）および当座取引開設の依頼者に係る情報で、次のとおりです。</p> <p>(1) 当該振出人の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書）</p> <p>(2) 当該振出人について屋号があれば、当該屋号</p> <p>(3) 住所（法人であれば所在地）（郵便番号を含みます。）</p> <p>(4) 当座取引開設の依頼者の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば当該屋号）</p> <p>(5) 生年月日</p> <p>(6) 職業</p> <p>(7) 資本金（法人の場合に限りま</p> <p>す。）</p> <p>(8) 当該手形・小切手の種類および</p>	<p>① 電子交換所（全国銀行協会）</p> <p>② 電子交換所の参加金融機関</p>	<p>手形・小切手の円滑な流通の確保 および金融機関における自己の与 信取引上の判断</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 〒100-8216 東京都千代田区丸の 内一丁目3番1号 銀行会館 代表者氏名 ( (<a href="https://www.zenginkyo.or.jp/privacy/#c17175">https://www.zenginkyo.or.jp/privacy/#c17175</a>) をご覧ください。 )</p>

<p>額面金額</p> <p>(9) 不渡報告（第 1 回目不渡）または取引停止報告（取引停止処分）の別</p> <p>(10) 交換日（呈示日）</p> <p>(11) 支払銀行（部・支店名を含みます。）</p> <p>(12) 持出銀行（部・支店名を含みます。）</p> <p>(13) 不渡事由</p> <p>(14) 取引停止処分を受けた年月日</p> <p>（注）上記(1)～(3)に係る情報で、不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支払銀行に届出られている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。</p>			
--	--	--	--

以上